

# 個人・世帯向け支援

給付	国 住居確保給付金	対象 離職・廃業から2年以内、または休業などにより収入が減少し、離職などと同程度の状況にある方 支給額 家賃相当額（一定期間） 西多摩くらしの相談センター ☎0428 (25) 3501
	町 国民健康保険（傷病手当）	対象 新型コロナウイルスに感染している方、または発熱などの症状があり感染が疑われる方で、労働できなくなった日が3日以上ある方 住民課 ☎557-7578

貸付	社協 総合支援資金（主に失業された方向け）	新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお困りの方々へ貸付けを行っています。貸付には要件があります。電話でご確認ください。 社会福祉協議会 ☎557-0159
	社協 緊急小口資金（主に休業された方向け）	

猶予・減免	国 国民年金保険料免除などの臨時特例	令和2年2月以降の所得の状況により保険料の納付が免除などされる場合があります。 住民課 ☎557-7578
	都 精神障害者保健福祉手帳の更新	更新申請時の診断書提出が1年間猶予され、現状の等級のまま更新を行うこととなります。 ※更新の手続きは、必要です。 対象 令和2年3月1日から令和3年2月28日までに有効期限が満了する方 福祉課 ☎557-0574
	都 自立支援医療の更新	受給者証の有効期限が原則として1年間延長され、更新の手続きは不要となります。 ※所得区分が変更になる場合など、手続きが必要になる場合もあります。 対象 令和2年3月1日から令和3年2月28日までに有効期限が満了する方 福祉課 ☎557-0574
	都 上下水道料金の支払い猶予	支払いが一時的に困難な方に対し、支払いを猶予する制度があります。 東京都水道局お客様センター ☎0570 (091) 101 ナビダイヤルをご利用できない場合 ☎042 (548) 5110
	町 町税の徴収猶予「特例制度」	収入が大幅に減少（前年同期比20%以上の減少）した場合、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収を猶予します。 税務課 ☎557-7529
	町 国保減額認定証・限度額認定証について	新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、所得税の確定申告期限が1か月延長されました。この延長期間内に確定申告を行った方がいる世帯の場合、今回郵送した減額認定証や限度額認定証の適用区分が、暫定的なものとなる場合があります。 今後、令和2年度住民税課税所得などが決定し、適用区分に変更があった場合は、減額認定証や限度額認定証の差し替え、または返却のお知らせをします。適用区分変更前の減額認定証や限度額認定証を使用された場合、高額療養費の差額分の納付や支給の手続きをお願いすることがあります。 住民課 ☎557-7578
	町 国民健康保険税の減免	国民健康保険税の全部または一部が減免になります。 対象 主たる生計維持者の収入の減少が一定程度見込まれ、前年の所得などが要件に該当する方 ※後期高齢者医療保険料は、東京都後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。 住民課 ☎557-7578 東京都後期高齢者医療広域連合 ☎0570 (086) 519
	町 介護保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の大幅な減少が見込まれる場合は減免になる場合があります。 対象 65歳以上の方（第1号被保険者） 高齢者福祉課 ☎557-0594

相談	国 人権相談	法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめなどの問題をはじめ、子どもに対する虐待や配偶者に対するDVなど、被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困ったときは、ひとりで悩まず相談しましょう。 ▶電話による人権相談（平日午前8時30分～午後5時15分） (1)みんなの人権110番（人権一般） ☎0570 (003) 110 (2)女性の人権ホットライン（女性の人権問題） ☎0570 (070) 810 (3)子どもの人権110番（子どもの人権問題） ☎0120 (007) 110 ▶インターネットによる人権相談 🏠 <a href="https://www.jinken.go.jp/">https://www.jinken.go.jp/</a>
		